

地域団体連携支援基金事業費助成金について（概要）

1 趣旨

地域団体間の連携強化の取組促進を支援することにより、「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方に基づき、地域での様々な取組の普及を目指す広島市からの出捐金により、令和3年度に広島市社会福祉協議会が新たに「地域団体連携支援基金」を設置しました。

本助成金は、この「地域団体連携支援基金」を活用し、地区社会福祉協議会と各種団体が連携した地域課題の解決（地域コミュニティの活性化を含む）に向けた取組を支援（助成）するものです。

2 助成金額（限度額）

50万円（1地区社協当たり）

※助成上限額50万円の範囲内で、複数の取組に申請することもできます。

※また、1つの取組を複数年（最大5か年）度にわたって実施する場合も申請することができます。この場合、助成金を一括で交付します（次年度繰越可、精算は最終年度）。

3 助成金の交付対象となる団体

地（学）区社会福祉協議会

4 取組の実施主体

地区社協を含む2つ以上の団体が役割分担を行いながら実施するものであれば、取組の実施主体は問いません（地区社協以外の団体が主催等する取組も可）。

5 内容

地区社協と町内会・自治会等の地域団体が連携して行うものであって、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に資するものに要する経費を助成するものです。

6 本助成金の実施日

令和3年10月1日から開始。

7 助成対象期間

令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に開始する取組が対象。

※助成申請する地区にとって新しい取組又は既存の取組を拡充・強化して行う取組。

8 申請期間

・令和3年度：令和3年10月1日～令和3年12月28日まで

・令和4年度：令和4年 3月1日～令和4年12月28日まで

・令和5年度：令和5年 3月1日～令和5年12月28日まで

※申請に当たっては、地区社協の役員会・理事会等やこの取組に係る個別説明会など、地区内の地域団体が参加する意見交換の場を設け、地域の声などを十分に踏まえた上で申請・実施していただく必要があります。

※また、申請に関しては、事前に区社協へよくご相談ください。

9 想定する取組例

取組例		解決しようとする地域課題
1	他の地域団体や地域包括支援センター等と連携した相談窓口の新設	高齢者世帯などの孤立化の防止
2	ICT 環境の新設や拡充によるオンラインを活用したサロン開催などの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式への対応（新型コロナウイルス感染症拡大防止） ・高齢者世帯などの社会参加の機会減少によるフレイル予防 ・高齢者世帯などの孤立化の防止
3	敬老会等の地域行事の中止に伴う民生委員等と協力した高齢者への訪問による見守り活動の強化	
4	子どもとの交流事業や学習支援等の居場所づくりの新規実施・強化（回数増など）	ひとり親家庭や共働き家庭等における子どもの孤立化の防止
5	子どもや高齢者に対する食事支援の新規実施・強化（回数増など）	ひとり親家庭等における子どもや高齢者世帯などの孤立化の防止
6	障害者や障害者通所施設等との交流事業の新規実施・強化（回数増など）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者世帯などの孤立化の防止
7	三世代交流等の地域イベントの新規開催・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・新規住民との交流促進 ・ひとり親家庭等における子どもや高齢者世帯などの孤立化の防止 ・伝統行事、イベントの消滅の防止
8	空き家を活用した活動拠点・相談スペースとしての新設	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加による地域の治安の悪化防止 ・高齢者世帯などの孤立化の防止
9	災害に備えた地域の危険箇所の新規・再調査、防災マップの新規作成・内容充実などの取組	災害発生に備えた地域防災の充実
10	子どもの登下校の見守りや防犯パトロール活動の強化	地域の治安の悪化に備えた地域防犯の充実

『地域団体連携支援基金 事業費助成金』

応募の手引

1 趣 旨

地域団体間の連携強化の取組促進を支援することにより「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方に基づく地域での様々な取組の普及を目指す広島市からの出捐金により、令和3年度に広島市社会福祉協議会が新たに「地域団体連携支援基金」を設置しました。

本助成金は、この「地域団体連携支援基金」を活用し、地区社会福祉協議会と各種地域団体が連携した地域課題の解決（地域コミュニティの活性化を含みます。）に向けた取組を支援（助成）することで、“みんなでつながり・支え合う安心・安全なまちづくり”の推進を図ることを目的としています。

2 助成金の交付対象となる団体

地（学）区社会福祉協議会

3 助成金額（限度額）

50万円（1地区社協当たりの助成限度額）

*助成限度額の範囲内であれば、複数の取組を申請することもできます。

*助成金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てます。

4 助成対象期間

令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に開始する取組が対象となります。

また、1つの取組につき、取組の開始から5か年度まで助成を受けることができます。

*取組の期間が5か年度を超える場合も、助成は5か年度目までとなります。

5 助成の対象となる取組

地区社協と町内会・自治会等の地域団体が連携して行う、以下のいずれにも該当する取組に必要な経費を助成します。

- (1) 地域課題の解決に資する取組
- (2) 助成申請する地区にとって新しい取組又は既存の取組を拡充・強化して行う取組
- (3) 令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に開始する取組
- (4) 地区内の各種地域団体の意見を踏まえて行う取組*

*地区社協を含む2つ以上の地域団体が役割分担を行いながら実施する取組であれば、事業の実施主体は問いません（地区社協以外の地域団体が主催する取組も可）。

*地区社協の役員会やこの取組に係る個別説明会など、地区内の各種地域団体が

参加する意見交換の場を設け、地域の声などを十分に踏まえた上で実施していただく必要があります。

＜想定する取組例＞

下表は取組例ですが、ここに記載のない取組については、個別に区社協へご相談ください。

取組例		解決しようとする地域課題
1	他の地域団体や地域包括支援センター等と連携した相談窓口の新設	高齢者世帯などの孤立化の防止
2	ICT 環境の新設や拡充によるオンラインを活用したサロン開催などの取組	・新しい生活様式への対応（新型コロナウイルス感染症拡大防止）
3	敬老会等の地域行事の中止に伴う民生委員等と協力した高齢者への訪問による見守り活動の強化	・高齢者世帯などの社会参加の機会減少によるフレイル予防 ・高齢者世帯などの孤立化の防止
4	子どもとの交流事業や学習支援等の居場所づくりの新規実施・強化（回数増など）	ひとり親家庭や共働き家庭等における子どもの孤立化の防止
5	子どもや高齢者に対する食事支援の新規実施・強化（回数増など）	ひとり親家庭等における子どもや高齢者世帯などの孤立化の防止
6	障害者や障害者通所施設等との交流事業の新規実施・強化（回数増など）	・障害者世帯などの孤立化の防止
7	三世代交流等の地域イベントの新規開催・拡充	・新規住民との交流促進 ・ひとり親家庭等における子どもや高齢者世帯などの孤立化の防止 ・伝統行事、イベントの消滅の防止
8	空き家を活用した活動拠点・相談スペースとしての新設	・空き家の増加による地域の治安の悪化防止 ・高齢者世帯などの孤立化の防止
9	災害に備えた地域の危険箇所の新規・再調査、防災マップの新規作成・内容充実などの取組	災害発生に備えた地域防災の充実
10	子どもの登下校の見守りや防犯パトロール活動の強化	地域の治安の悪化に備えた地域防犯の充実

6 助成の対象とならない取組

以下の取組は助成の対象となりません。

- (1) 営利を目的とする取組
- (2) 物品購入や備品整備を主目的とした取組
- (3) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等に不当に利益を得させる取組
- (4) その他助成の対象にすることが適当でないと認められる取組

7 助成の対象となる経費

項目	内容（留意点）
謝礼金	外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金（金額が社会通念上適当とされる額を超えたり、団体の構成員に対する謝礼金を含んだりしないこと。）
交通費	外部から招く講師やアドバイザー等の交通費、協力者への交通費（社会通念上適当とされる額を超えないこと。）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
食糧費	食事提供支援に要する食材費や弁当の購入費（食事提供支援を伴わない場合は、助成対象になりません。）、会議開催に伴う飲み物や茶菓子代（懇親会や総会・理事会等の団体の基礎的な運営に関する会議での飲み物や茶菓子代は、助成対象になりません。）
消耗品費	文房具等や感染防止に係るマスク等の購入費など
通信運搬費	郵便料、電話料金、インターネット接続に係る通信費など
使用料・賃借料	会議室、会場等の借上料、機器類の備品の借上料など
備品購入費	活動に使用するための備品の購入費用（活動内容が備品を購入するだけという場合は、助成対象になりません。） * 備品とは性質又は形状を変えず、比較的長く使用し、保存できる物品をいいます。
修繕費	活動に使用するための設備等の修繕費用（活動内容が設備等を修繕するだけという場合は助成対象になりません。）
その他	その他取組を行う上で必要不可欠であると認められるものの購入費等の経費

8 助成の対象とならない経費

以下の経費は助成の対象となりません。

- (1) 事務所経費や人件費、総会や理事会等の会議開催費（飲食費含む）など団体の基礎的な運営に要する経費
- (2) 他団体への助成に要する経費
- (3) 領収書等の支出を証明する書類の提出ができない経費
- (4) その他区社協会長が助成金の交付が適当でないとするもの

9 助成の申請

(1) 申請方法

助成金の交付を受けようとする地区社協は、(2)の申請期間内に申請書等の必要な書類(「11 申請時等に提出する書類」参照)を各区社協に提出してください。

また、申請に当たっては、事前に各区社協へよくご相談ください。

* 同一の取組を複数年度にわたって行う場合は、複数年度分の助成金を一括で交付申請し、複数年度分の助成金の一括交付を受けることとなります(次年度繰越可)。

(2) 申請手続期間

○ 令和3年度：10月1日(金)～12月28日(火)

○ 令和4・5年度：前年度の3月1日～該当年度の12月28日

* 本助成金の対象は、令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に開始する取組です。このため、令和6年度以降も助成を受ける(最大5か年度)には、令和5年度までに対象となる取組についての交付申請を行っていただく必要があります。

10 助成金の交付等

(1) 助成金の交付

助成金は、交付決定後、指定の地区社協名義の口座に振込予定です(申請後、概ね1か月半以内)。

(2) 事業計画、予算の変更

助成金の交付決定を受けた後に、助成の対象となる事業の内容や予算を変更する場合は、速やかに区社協にご相談ください。内容によっては、事業計画変更申請書等を提出していただく場合があります。

(3) 取組終了後の手続

取組の終了後、10日以内又は毎年度3月31日のいずれか早い日までに、区社協へ実績報告書等の所定の書類を提出し、実績報告を行ってください。助成金の精算に当たり余剰金が生じたときは、これを返還していただきます。

* 複数年度分の助成金の交付を一括で受けた場合でも、地区社協及び区社協における取組の進捗管理・把握や領収書等の適正な管理の観点から、その取組の実施期間中は、毎年度3月31日までに、報告書等を提出する必要があります。

11 申請時等に提出する書類

(1) 申請書類

- ① 助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 予算書(様式第3号)
- ④ 図面、イラスト、写真、見積書等事業内容の参考となるもの(任意)

*取組内容によっては、①～④以外の書類の提出を求める場合もあります。

(2) 事業計画変更書類（変更がある場合のみ）

- ① 事業計画変更申請書（様式第4号）
- ② 変更事業計画書（様式第5号）
- ③ 変更収支予算書（様式第6号）

(3) 報告書類

- ① 助成対象事業実績報告書兼精算書（様式第7号）
- ② 事業実施報告書（様式第8号）
- ③ 決算書（様式第9号）
- ④ 領収書等収支の事実を証する書類又はその写し
*領収書の提出が難しいものは支払証明証書（様式第10号）
- ⑤ 取組内容の分かるもの（チラシや写真等）

12 留意事項等

(1) 助成金対象事業の記載について

本助成金を活用して、ポスター・チラシ、マップなどの印刷物を作成する場合には、「地域団体連携支援基金 事業費助成事業」であることを明記してください。

(2) 取組内容の広報への協力等について

本助成金を活用した取組を、市・区社協のホームページや広報紙等で紹介し、広く市民に広報を行います。

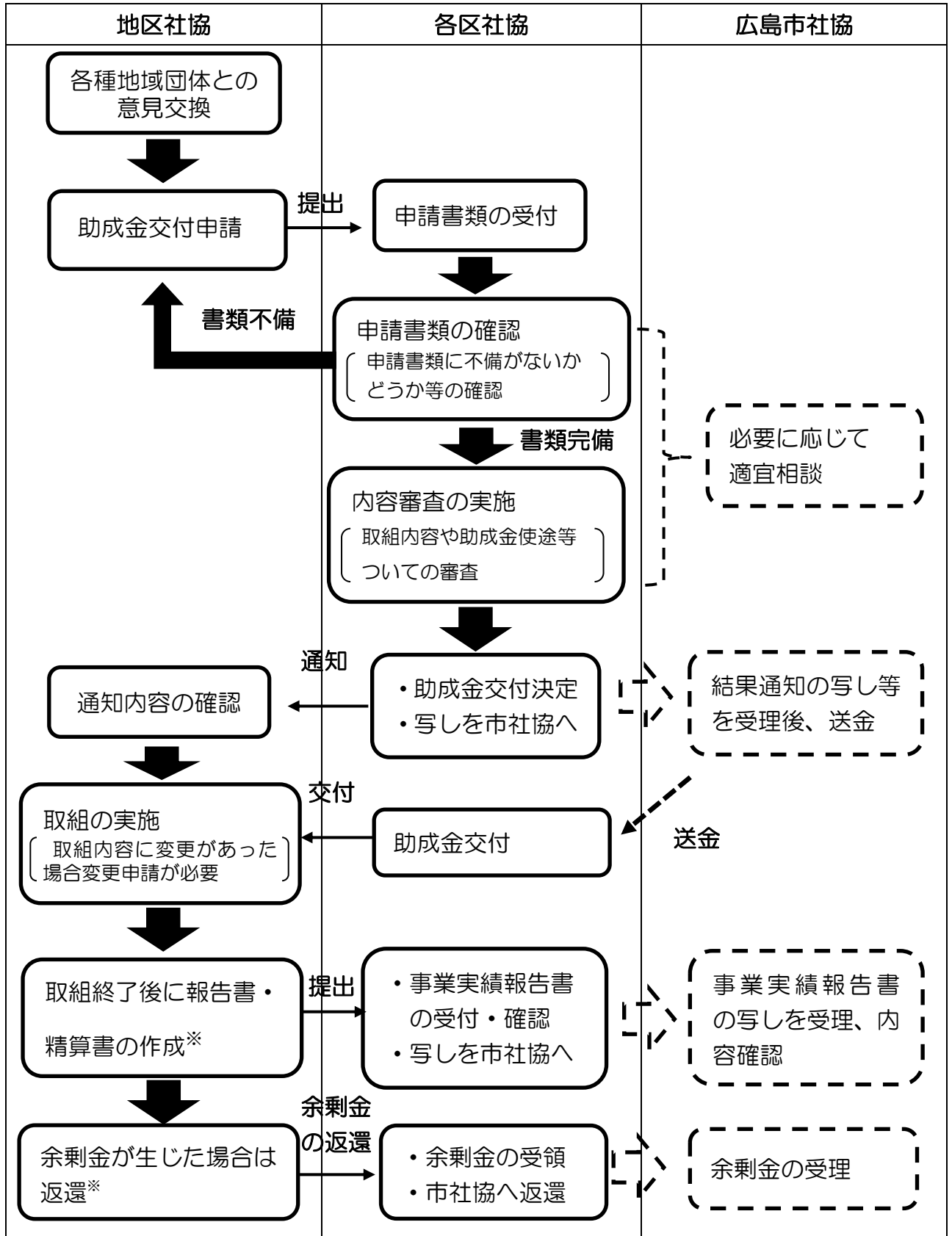
(3) 他の助成制度との併用について

他の助成制度の中には、他団体の助成事業を併用不可とするものもありますので、併用を検討している助成先の要件もよくご確認ください。

(4) 不明点等について

本助成金について、不明な点等ございましたら、各区社会福祉協議会まで随時ご相談ください。

13 助成の流れ



※ 複数年度分の助成金の一括交付を受ける場合、余剰金が生じた場合の返還は、交付最終年度の事業終了後となりますが、取組の実施期間中は、毎年度、実績報告書等を提出する必要があります。

14 申請受付、問合せ先

各区社会福祉協議会

社協名	電話番号	メールアドレス
中区社会福祉協議会	249-3114	naka@shakyohiroshima-city.or.jp
東区社会福祉協議会	263-8443	higashi@shakyohiroshima-city.or.jp
南区社会福祉協議会	251-0525	minami@shakyohiroshima-city.or.jp
西区社会福祉協議会	294-0104	nishi@shakyohiroshima-city.or.jp
安佐南区社会福祉協議会	831-5011	asami@shakyohiroshima-city.or.jp
安佐北区社会福祉協議会	814-0811	kita@shakyohiroshima-city.or.jp
安芸区社会福祉協議会	821-2501	aki@shakyohiroshima-city.or.jp
佐伯区社会福祉協議会	921-3113	saeki@shakyohiroshima-city.or.jp

＜助成期間・交付額の例＞

【例① 異なる取組を単年度で実施する場合】

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
取組	取組 A	取組 B	取組 C	—	—	—	—
助成	単年度助成	単年度助成	単年度助成	—	—	—	—
交付額	20万円	20万円	10万円	—	—	—	—

【例② 同一の取組を5か年度にわたり実施する場合】

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
取組		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	—
助成		取組開始年度から5か年度（R4～R8年度）助成					—
交付額		50万円 （一括交付）	（繰越）	（繰越）	（繰越）	（繰越・精算）	—

【例③ 開始時期の異なる単年度の取組と複数年（5か年）度の取組を実施する場合】

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
取組		取組 A	—	—	—	—	—
助成		単年度助成	—	—	—	—	—
交付額		20万円	—	—	—	—	—
取組			取組 B 1年目	取組 B 2年目	取組 B 3年目	取組 B 4年目	取組 B 5年目
助成			取組開始年度から5か年度（R5～R9年度）助成				
交付額			30万円 （一括交付）	（繰越）	（繰越）	（繰越）	（繰越・精算）

【例④ 開始時期の異なる複数の取組をそれぞれ5か年度にわたり実施する場合】

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
取組	取組 A 1年目	取組 A 2年目	取組 A 3年目	取組 A 4年目	取組 A 5年目	—	—
助成	取組開始年度から5か年度（R3～R7年度）助成					—	—
交付額	30万円 （一括交付）	（繰越）	（繰越）	（繰越）	（繰越・精算）	—	—
取組		取組 B 1年目	取組 B 2年目	取組 B 3年目	取組 B 4年目	取組 B 5年目	—
助成		取組開始年度から5か年度（R4～R8年度）助成					—
交付額		20万円 （一括交付）	（繰越）	（繰越）	（繰越）	（繰越・精算）	—

<想定する取組の具体的なイメージ>

◎ 包括的な相談支援窓口の設置

各種地域団体や地域包括支援センター等と連携して健康相談事業等を実施し、福祉に関する相談の受付や情報提供を行うことにより、地域における包括的な支援体制の構築を図る。

◎ 地域の拠点の ICT 環境の整備

地域の活動拠点に地域団体や住民で共有可能なインターネット環境を整備することでオンライン会議やリモートによる高齢者の見守りなどのコロナ禍におけるリモート活動を促進する他、EメールやWEBの使用による事務の効率化等、地域の各種団体による地域活動の活性化や事務負担の軽減を図る。

◎ 多世代交流イベントの開催

各種地域団体で構成する実行委員会等を立ち上げ、多くの住民が参加し幅広い世代が楽しめる行事として、新たな多世代交流イベント（町民運動会など）を開催し、幅広い世代間の交流を通じて地域のつながりを強めることにより、地域住民の交流の機会の確保や更なる多世代交流の促進を図る。

◎ 高齢者や子どもの見守り活動の実施

各種地域団体で構成するパトロール隊を立ち上げ、日常生活の中での見守り活動や組織的な見守り活動を定期的実施し、地域の連帯意識や一体感を醸成することにより、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりの推進を図る。

◎ 広報活動をきっかけとした地域住民同士の交流促進

地区社協や町内会の活動、こども会等の行事等を掲載した冊子を作成・配布し、町内会等への加入の促進を通じて、より多くの方々に地域活動に参加していただくことにより、地域住民の交流の機会の確保や担い手不足の解消を図る。

◎ 地域資源を活用した地域活性化

社会貢献に取り組む地域企業や障害者就労支援施設（作業所）等と共同で行う地域特産品の生産・制作や、地域の特性を活かした地域行事の開催に、各種地域団体と連携して取り組むとともに、地域特産品や地域行事の招待券を広島市のふるさと納税の返礼品として活用できるような魅力ある地域資源とすることで、地域のにぎわいづくりや地域活動の財源確保につなげる。